

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その2)

平成28年

目 次

| | | |
|----------|-------------------------|---|
| 議案第 50 号 | 建物明渡等請求事件の和解について…………… | 1 |
| 議案第 51 号 | 鎌倉市公平委員会の委員の選任について…………… | 4 |
| 議案第 52 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…………… | 7 |

議案第 50 号

建物明渡等請求事件の和解について

原告鎌倉市と被告鎌倉市職員労働組合外1名との間で係争中の横浜地方裁判所平成28年（ワ）第1244号建物明渡等請求事件につき、次のとおり和解について議会の議決を求める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告

鎌倉市

代表者市長 松 尾 崇

被告

鎌倉市職員労働組合

代表者中央執行委員長 芳 賀 秀 友

鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

代表者会長 加 藤 洋 二

2 和解の要旨

- (1) 被告らは、原告に対し、本和解金として連帯して20万円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して前項の金員を本和解成立時

から1か月以内に支払う。

- (3) 原告及び被告らは、本件訴訟について円満に解決したことを相互に確認する。

3 事件の概要

市所有の鎌倉市御成町18番10号所在の建物(旧901会議室)74.17平方メートルの使用について、地方自治法及び鎌倉市公有財産規則の規定に基づき行政財産の目的外使用許可をした相手方が、使用許可期限である平成27年10月31日を過ぎても使用し続けていたことから、同建物の明渡し、損害賠償金の支払を求めるため、建物明渡等請求訴訟を提訴したものである。

その後、平成28年6月13日をもって、被告らが本件建物を明渡ししたことから、本件のうち建物の明渡しについての訴えを取下げ、損害賠償金の支払を求めている。

横浜地方裁判所から上記内容の和解勧告があり、双方が受け入れるものである。

「参 考」

和 解 条 項 (案)

- 1 被告らは、原告に対し、本和解金として連帯して20万円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して前項の金員を本和解成立時から1か月以内に支払う。
- 3 原告及び被告らは、本件訴訟について円満に解決したことを相互に確認する。

議案第 51 号

鎌倉市公平委員会の委員の選任について

次の者を、鎌倉市公平委員会の委員に選任いたしたい。

よって、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の
同意を求める。

平成28年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市今泉台六丁目11番4号

小 泉 淑 子

昭和18年9月25日生

「参 考」

略歴については省略

略歴については省略

議案第 52 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を、鎌倉市における人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたい。

よって、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

平成28年 9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

| 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|---------------|---------|---------------|
| 鎌倉市大船1815番地 1 | 新 井 貴 子 | 昭和24年 3 月 6 日 |
| 鎌倉市岡本1075番地 2 | 三 留 利 夫 | 昭和26年 8 月 3 日 |

「参 考」

略歴については省略

「参 考」

略歴については省略